

令和8年度当せん金付証票の発売限度額を定める件

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、令和8年度において本市が発売する当せん金付証票の発売限度額は、18,600,000千円と定める。

（理 由）

本市が発売する当せん金付証票の発売限度額を定めるため、本案を提出する。